

仕様書

I 一般事項

本業務は、東1丁目劇場施設に設置している電気工作物の維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を委託するものである。

1. 業務名称

東1丁目劇場施設自家用電気工作物保安管理業務

2. 対象施設

施設名：東1丁目劇場施設

住所：札幌市中央区大通東1丁目10番の内、14番の内、15番

3. 業務期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4. 電気工作物の概要

6.6kV受電設備

電気設備容量 : 2,075 kVA

自家発電機設備 : 340 kVA

受変電設備 単線結線図：別図のとおり

5. 業務内容

(1) 一般

本業務の履行にあたっては、「電気事業法」「建築基準法」「消防法」その他関係法令を遵守するものとする。

(2) 保安管理業務

受託者は、次に定める保安管理業務を行うものとし、その結果について委託者に報告するとともに、経済産業省令で定める電気設備技術基準の規定に適合しない事項がある場合は、必要な指導及び助言を行うものとする。

ア 電気工作物の維持及び運用を行うための定期的点検・測定を実施するものとする。

受託者の負担において、各変圧器の漏洩電流を24時間監視できる絶縁監視装置を設置し随時対応をすることとし、点検頻度は隔月とする。

点検種別及び点検内容については別紙1及び2のとおりとする。

イ 電気工作物の設置または変更等の業務に際しては、施工計画の確認、施工中の点検、完了時の検査を実施するとともに、必要に応じて指導・助言を行うものとする。

また、施工中の点検については、施工計画、技術基準に基づき適正に行われるよう、

- 原則として週1回実施するものとする。なお、これに係る費用は別途支払うものとする。
- ウ 電気事業法第107条に規定する立入検査の立会いについては、委託者の通知に基づき、保安管理業務担当者等を派遣するものとする。
 - エ 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、または発生する恐れがある場合に、委託者からの要請等に基づき、電気設備に精通した担当者を派遣し、応急措置の指導を行うものとする。

(3) 受電設備年次点検業務

受託者は、受電設備年次点検を行うものとし、その結果について委託者に報告するとともに、経済産業省令で定める電気設備技術基準の規定に適合しない事項がある場合は、必要な指導及び助言を行うものとする。点検種別及び点検内容については別紙3のとおりとする。

(4) 施設の訪問等

施設を訪問するにあたっては、委託者と連絡を取り日程等の調整を図ること。
施設の開館時間は、9時から22時までとしている。

(5) 業務の引継ぎ

- ア 受託者は、履行期間が終了したとき、又は当該業務の契約を解除されたときは、委託者の指示するところにより、建築物等の点検、保守及び修繕に必要な書類を速やかに次の履行期間に係る受託者又は委託者に引渡し、業務の引継ぎを行わなければならない。
- イ 上記1の規定により受託者が次の履行期間にかかる受託者と業務の引継ぎを行うときは、書面を取り交わし、その写しを委託者に提出しなければならない。

II 共通仕様

1. 資格

受託者は、電気事業法施行規則第52条の2の要件に該当していること。

2. 業務責任者

- (1) 受託者は業務の履行にあたり、電気主任技術者の資格（免状の種類不問）を有する者を業務責任者に選任すること。また、業務責任者に関する以下の事項について、書面をもって委託者に通知すること。なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。
 - 氏名
 - 年齢
 - 資格書(写)：電気主任技術者証
 - 受託者と直接の雇用関係を証明する書類(写)
- (2) 業務責任者はこの契約の履行に関し、その運営、技術上の管理、従事する他の職員の監督を行うほか、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。但し、契約金額の変更、履行期間の変更、契約代金の請求及び受領並びに契約の解除に係る権限を除く。

- (3) 受託者は、業務責任者が休暇、病気その他やむを得ない事情により不在となるときは、その業務の代行者を定めること。

3. 業務担当者

受託者は、上項の業務責任者のほかに、電気主任技術者の資格を有する業務担当者を配置すること。また、業務担当者に関する以下の事項について、書面をもって委託者に通知すること。なお、業務担当者に変更があった場合も同様とする。

- 氏名
- 年齢
- 資格書（写）：電気主任技術者証

4. 廃棄物の処理等

業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理費用は受託者の負担とする。

5. 受託者の負担の範囲

受託者の負担の範囲は次による。

- (1) 受託者の雇用に係る一切の経費
- (2) 文具等の事務消耗品
- (3) 委託者が支給する用紙以外の日誌及び報告書の用紙、記録ファイル等の全ての用紙
- (4) 業務実施に必要な、制服・名札・保護具等
- (5) 業務の実施に必要な、測定用機材調達および点検整備にかかる経費等

6. 提出図書等

受託者は、毎月、業務完了時に以下の書類を提出すること。

- ① 業務完了届
- ② 点検記録

点検業務完了後、当月分を翌月 10 日までに委託者に提出すること。

ただし、令和 5 年 3 月分は令和 5 年 3 月 31 日までに委託者に提出すること。

7. 環境負荷の低減

本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量・分別及びリサイクルに努めること。
- (3) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (4) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで紙の使用量を減らすよう努めること。

8. その他

- (1) 本業務の遂行にあたって、受託者の不注意により生じた事故及び故障等の一切については、受託者の責任において処理すること。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項については、委託者との協議による。

Ⅲ 特記仕様

1. 連絡体制

- (1) 委託者は、電気工作物の工事や維持及び運用に関する保安のため、必要な事項を受託者に連絡するための責任者として業務責任者を充てる。
- (2) 受託者は、主たる連絡場所・連絡方法・当該事業場までの距離、所要時間・利用交通機関について、委託者に提示するものとする。
また、緊急時についても同様とする。
なお、主たる連絡場所は、当該事業所に2時間以内に到達可能な場所にあること。

2. 緊急体制

- (1) 受託者は、電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求への協力並びに再発防止のため、とるべき措置の指導、助言及び必要に応じて臨時点検を行うものとする。
- (2) 事故発生時の緊急出動は、休日・夜間に係わらず行うものとする。
- (3) 緊急出動が必要な事故は以下のとおりとする。
 - ア 当該施設の稼働停止を伴う電気工作物の事故発生時。
 - イ 当該施設の火災発生時。
 - ウ 電気工作物の事故発生に伴う人身事故及び重大な物損発生時。
 - エ その他、委託者が緊急の要を認める場合。
- (4) 書類等の手続き
法令に定める所管官庁への申請・届出書類、電気事故報告書を作成し、手続きについて指導を行う。
 - ア 電気事業法第106条（報告の徴収）の規定に基づく、電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの助言を行う。

3. 北海道経済産業省への届出

- (1) 受託者は、本業務に係る経済産業省への各種届出書類（保安管理業務外部委託承認申請書等）の作成及び届出について指導を行うこと。
- (2) 保安管理業務外部委託承認申請について、経済産業省の承認を得られなかった場合、または取り消しになった場合、委託者はこの契約を一方的に解除できるものとする。

点検・試験種別（年次点検を除く）

| | 電気工作物 | 項目 | 種別・周期 | |
|------------|---------------------------|---------|---------------|---------------------------|
| | | | 月次点検 (月1回) | 臨時点検 (必要の都度) |
| 受電設備・構内電線路 | 引込線及び支持物 | 外観点検 | ○ | 異常の発生または発生する恐れのある場合に実施する。 |
| | | 観察点検 | | |
| | | 絶縁抵抗測定 | | |
| | 遮断器開閉器 | 外観点検 | ○ | |
| | | 観察点検 | | |
| | | 絶縁抵抗測定 | | |
| | | 絶縁油試験 | | |
| | | 動作試験 | | |
| | 母線・計器用変成器・断路器・コンデンサ・避雷器 | 外観点検 | ○ | |
| | | 観察点検 | | |
| | | 絶縁抵抗測定 | | |
| | 変圧器 | 外観点検 | ○ | |
| | | 観察点検 | | |
| | | 絶縁抵抗測定 | | |
| | | 絶縁油試験 | | |
| | 配電盤及び制御装置 | 外観点検 | ○ | |
| | | 観察点検 | | |
| | | 絶縁抵抗測定 | | |
| | | 継電器動作試験 | | |
| | | 継電器特性試験 | | |
| | 接地装置 | 外観点検 | ○ | |
| 観察点検 | | | | |
| 接地抵抗測定 | | | | |
| 電気使用場所 | 電動機・照明装置・配線及び配線器具・その他の機器類 | 外観点検 | ※1 | |
| | | 観察点検 | | |
| | | 絶縁抵抗測定 | | |
| | | 接地抵抗測定 | | |
| 非常用発電設備 | 非常用発電設備 | 外観点検 | ※1 | |
| | | 無負荷起動試験 | | |

(注) 1 外観点検とは、電源を遮断しない状態において梯子その他器具を用いなくて安全に到達できる範囲でもっとも見やすい箇所から目視（以下必要に応じ簡単な携帯計器の使用を含む）などにより、電気工作物を点検することをいう。

(注) 2 観察点検とは、電源を遮断した状態において、容易に到達出来る範囲でもっとも見やすい箇所から目視のほか触手などにより電気工作物を点検することをいう。ただし、柱上設備など高所に施設され、触手することが困難な電気工作物については、必要に応じて双眼鏡を用いて点検する。

(注) 3 ※1 の月次点検については、別途業務による点検結果の確認業務とする。

点検・試験内容（年次点検を除く）

| | 項目 | 月次点検 | 臨時点検 (必要の都度) |
|-------------------|-----------------|---|-----------------------------------|
| 引込み電線路 | 電線及び支持物 | ○電線の高さ及び他の工作物・樹木との離隔距離の良否 ○標識・保護柵の損傷の有無 | ○絶縁抵抗試験 |
| | ケーブル | ○ヘッド・接続箱・分岐箱等接続部の過熱・損傷・コンパウンド異常・油漏れ・の有無 ○敷設部の無断掘削の有無 ○接地線の取付状態の良否 ○標識他物との離隔距離の良否 | ○絶縁抵抗試験 ○接地抵抗測定 |
| 受電設備 | 断路器 | ○受け刃の接触状態の良否 ○過熱・変色・ゆるみ・汚損異物付着の有無 | ○絶縁抵抗試験 |
| | 遮断器・開閉器 | ○汚損・油漏れ・亀裂・過熱・発錆・損傷の有無 ○計器指示・表示灯の良否 ○その他必要事項 | ○絶縁抵抗試験 ○接地抵抗測定 |
| | 母線 | ○外部損傷・腐食・過熱・変色・異臭の有無 | ○絶縁抵抗試験 |
| | 受電用変圧器 | ○損傷・油漏れ・汚損・振動・異音・の有無 ○取付状態の良否 ○電圧・電流・漏洩電流・温度の測定 | ○絶縁抵抗試験 ○接地抵抗測定 ○各種特性試験 |
| | 計器用変成器 | ○損傷・腐食・発錆・変形・汚損・異音・過熱の有無 ○ヒューズ [*] の取付状態の良否 ○その他必要事項 | ○絶縁抵抗試験 ○接地抵抗測定 |
| 受電設備 | 避雷器 | ○損傷・亀裂・緩み・汚損の有無 ○その他必要事項 ○締付状態の良否 | |
| | 配電盤 | ○計器・表示灯の異常の有無 ○操作器・開閉器の異常の有無 ○その他必要事項 | ○絶縁抵抗試験 ○接地抵抗測定 ○保護リレーの動作試験 |
| | 高圧進相コンデンサ | ○損傷・油漏れ・汚損・異音・振動・膨らみの有無 ○温度・取付状態の有無 | ○絶縁抵抗試験 |
| (屋外電線路含む) 配電設備 | 断路器・遮断器 開閉器類 | ※受電用設備と同じ | |
| | 配電用変圧器 | ※受電用設備と同じ | ※受電設備に同じ |
| | 電線及び支持物 | ○電線の高さ及び他の工作物・樹木との離隔距離の良否 | ○絶縁抵抗試験 |
| 負荷設備 | ケーブル | ○ヘッド・接続箱・分岐箱等接続部の過熱・損傷・コンパウンド異常・油漏れ・の有無 ○敷設部の無断掘削の有無 ○接地線の取付状態の良否 ○標識他物との離隔距離の良否 | ○絶縁抵抗試験 ○接地抵抗測定 |
| | 電動機他 | ○異音・過熱・異臭の有無 ○回転状態・給油状態の良否 ○整流子・刷子・集電装置の異常の有無 | ○絶縁抵抗試験 ○接地抵抗測定 |
| | 電熱乾燥装置 | ○過熱・変形・損傷の有無 ○熱線の損傷の有無 ○取付状態の良否 | ○絶縁抵抗試験 |
| | 照明設備 | ○異音・汚損・不点の有無 | ○絶縁抵抗試験 |
| | 配線 | ○開閉器等の異常の有無 ○塵埃汚損の有無 | ○絶縁抵抗試験 |

点検・試験内容（受電設備年次点検）

日程を調整したうえで停電し、次の点検を行うこと。

| | 項目 |
|----------|--------------------|
| 高圧受電設備関係 | 過電流継電器特性試験 |
| | 遮断機連動試験 |
| | 接地抵抗測定 |
| | 高圧回路絶縁抵抗測定 |
| | キュービクル内高圧機器点検（清掃含） |
| | 非常用発電機点検 |
| | 変圧器絶縁油試験及び内部点検 |
| 低圧設備関係 | 低圧絶縁抵抗測定 |